

日薬業発第233号

令和7年9月18日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 荻野 構一

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の取り扱いについて

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日付け日薬業発第232号にてご案内のとおり、今後、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師が修了すべき研修は、公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するeラーニング」（9月19日開始予定）とすることが厚生労働省より示されました。これに伴い、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）」（令和2年1月17日付け薬生総発0117第7号）等は、本年10月31日をもって廃止されることとなりました。

これまで、地域における緊急避妊薬の提供体制整備のため、研修会の開催等に多大なご尽力を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

今般の取り扱い変更に伴い、従前の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」について、厚生労働省とも調整の上、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせいたします。都道府県薬剤師会におかれましては、下記の内容に沿ってご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、すでに開催が予定されている場合などを想定し、本年度内に実施される研修会については引き続き有効とされております。また、これまで年1回以上の開催をお願いしていましたが、新しい研修体制への移行に伴い、本年度の開催については必ずしも要しないことも、併せて申し添えます。

貴会におかれましては、引き続き、各都道府県の医師会、産婦人科医会、ワンストップ支援センター等の関係機関とご連携の上、緊急避妊薬の提供体制および適正使用の環境整備にご尽力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会に関する取り扱い

◆すべての都道府県薬剤師会における対応：

- ・ 本年 10 月 1 日までに、都道府県薬剤師会に本年 9 月 18 日以前に提出された変更届を、厚生労働省（ISESOMU@mhlw.go.jp）まで提出すること。
※県薬から提出後、厚生労働省にて、提出された変更届による変更を反映した一覧表が作成されます。後日県薬へ、その整合について確認をお願いする予定です。
- ・ 本年 9 月 19 日以降に変更の申し出があった際には、厚生労働省の報告用ウェブサイト※を通じて申告するよう案内すること。

◆令和 7 年度中の研修会開催を予定している都道府県薬剤師会における対応：

- ・ 本年 10 月 31 日までに、厚生労働省（ISESOMU@mhlw.go.jp）まで、開催予定について連絡すること。併せて日本薬剤師会（医薬・保険課）にもお知らせください。
- ・ 開催後は速やかに「新規研修修了者一覧」を厚生労働省へ提出すること（従前どおり）。
- ・ 研修を修了した薬剤師には、自ら厚生労働省の報告用ウェブサイト※により、「オンライン診療に伴う調剤を行う旨」を申告するよう、またその際、備考欄に「研修会開催都道府県名」「研修会開催時期」を記載するよう案内すること。

※報告用ウェブサイト：令和 7 年 9 月 18 日付け日薬業発第 232 号参照

◆その他

- ・ 本通知に関連する事項や「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」については、日薬業発第 232 号をご参照ください。
- ・ 「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修」研修会開催要領（日本薬剤師会 令和 2 年 1 月作成）及び同研修に関する通知類は、令和 7 年度末をもって廃止いたします。

以上